

## 郡山市営業届取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定される営業届について、必要な事項を定め、事務の平準化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で「届出営業」とは、法第57条の規定により、営業に際し届出が必要な業態をいう。

2 この要綱で「営業者」とは、届出営業を行う者をいう。

3 この要綱で「集団給食施設」とは、営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に対し、1回20食程度以上の食事を提供する施設をいう。

4 この要綱で「営業者」とは、届出営業を行う者をいう。

5 この要綱で「器具又は容器包装を製造する営業者」とは、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第1条で定める合成樹脂を使用して器具若しくは容器包装の製造を行う者をいう。

6 この要綱で「届出業種」とは、令和2年3月31日付薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」の別紙1の各業種をいう。

7 この要綱で「仮設店舗」とは、テント又は組立式等の簡易な構造による設備をいう。

8 この要綱で「自動車による届出営業」とは、自動車に設備を設けて運行し、あらかじめ場所を定めて、食品を販売する届出営業をいう。

なお、自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車のうちで二輪車以外のものをいう。

9 この要綱で「営業とみなさない出店」とは、郡山市露店又は自動車による営業及び臨時営業の取扱要綱第8条に規定する次のとおりとする。

- (1) 地域住民等が開催する盆踊り及び祭事
- (2) 社会福祉施設等が行うバザー及び納涼祭等の祭事
- (3) 文化祭、学園祭等教育目的を有すると認める催事
- (4) その他許可営業と判断されない催事

### (届出)

第3条 届出は、郡山市食品衛生法施行細則（平成9年郡山市規則第57。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する「営業届」（第6号様式）に届出業種を記載させるものとする。

2 規則第6条第3項第3号に規定する水（以下「飲用に適する水」という。）を使用する営業施設は、営業届の自由記載欄に飲用に適する水を使用する旨を記載し、水質検査の結果を添付させるものとする。

3 コップ式自動販売機は、「営業届出業種の設定について」（令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号）に該当することを確認するため、営業届の施設の所在地は屋内設置場所がわかるように記載させるものとする。また、自動販売機の型番が該当機種であることを確認するため、自動販売機の型番が分かる書類の写しを添付させるものとする。

4 集団給食施設は、規則第9条に規定する「営業許可申請書・営業届（新規・継続）」（第5号様式）に、1回の提供食数を記載させるとともに、構造及び設備を示す図面を添付のうえ、

届出させるものとする。なお、飲用に適する水を使用する場合は、使用水の種類に飲用に適する水である旨記載させ、水質検査の結果を添付させるものとする。

5 自動車による届出営業については、営業届に次のとおり記載させるものとする。

(1) 施設の所在地については、営業施設情報の郵便番号欄に「963-8024」、施設の所在地は「郡山市」と記載させるものとする。

(2) 自動車登録番号を記載させるものとする。

(3) 飲用に適する水を使用する場合は、使用水の種類に飲用に適する水である旨記載させ、水質検査の結果を添付させるものとする。

(営業とみなさない出店)

第4条 営業とみなさない出店は、営業の届出を要しないこととする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 郡山市集団給食施設の衛生確保に関する要綱（平成11年4月1日施行）（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。

3 郡山市食品営業自動車の営業許可等に関する事務取扱要綱（平成17年3月30日施行）（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行前に旧要綱によってなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この要綱は、令和6年2月20日から施行する。

